

「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務を委託するにあたり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、技術力、運営経験等を有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、知事部局、地域、大学及び産業界と連携・協働し、実効性の高い「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」を策定することとしている。

本計画では、県内の高等学校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の3つの観点から、高校教育の転換により、産業イノベーション人材等を育成する役割を果たすことを目指している。

本業務は、本県の高等学校において、高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の策定を専門的知見から支援することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託料の上限額

13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 支払条件

前金払 無

3 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者ではないこと。
 - (5) 国税又は地方税の滞納がない者であること。
 - (6) 公募開始日から過去5年間に国又は地方公共団体（以下「国等」という。）と契約した同種の業務を適正に履行（完了）した者であること。
- ※同種の業務とは、国等において実施計画等の策定支援業務を指す。

4 全体スケジュール（予定）

○公募開始	令和8年7月2日(木)
○質問票(様式1)の受付期間	令和8年7月2日(木)～令和8年7月7日(火)17時
○質問回答期間	令和8年7月8日(水)までに回答し、随時HPで公開
○応募表明書(様式2)の受付期間	令和8年7月2日(木)～令和8年7月10日(金)17時
○応募書類(様式3及び添付資料)の受付期限	令和8年7月14日(火) 17時
○プレゼンテーション及び審査	令和8年7月21日(火) 場所・時間は別途連絡

5 質問票について

- (1) 質問票（様式1）
 - ① 様式1を用いて電子メールにより提出すること。
 - ② 電子メールの件名は、「【質問_（事業者名）】和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）策定支援業務」とすること。
 - ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (2) 送信先
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
代表メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp
- (3) 受付期限
令和8年7月7日（火）17時までに行うこと。
- (4) 回答
 - ① 質問には、令和8年7月8日（水）までに回答し、随時、和歌山県教育庁教育総務局教育政策課ホームページ内にて公開する。
 - ② 応募書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため、受け付けない。

6 応募表明

応募表明する者は、「公募型プロポーザル応募表明書」（様式2）を添付の上、電子メールにより行うこと。その際、開封確認を設定すること。

- (1) 電子メールの件名
「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）策定支援業務に係るプロポーザル応募表明書」とすること。

(2) 送信先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

代表メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 受付期限

令和8年7月10日（金）17時までに行うこと。

7 応募書類の提出

(1) 応募書類

- ① 応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。
- ② 県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

資料名		提出部数	備考
ア	応募申請書（様式3）	1部	
イ	誓約書（様式4）	1部	
ウ	応募者の概要が分かるもの （会社概要紹介のパンフレット等）	正本1部 副本6部	・副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと
エ	役員等に関する調書（様式5）	1部	・応募書類の提出日において、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加者名簿に登載されている者は、登載されていることが確認できる書類をもって、エ～キの書類に代えることができるものとする ・官公署が発行する証明書は、申請書提出日3か月以内に発行されたもの（写し可）とする ・キの県税については、和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税金（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書 ・消費税及び地方消費税の納税証明書は、税務署の発行する様式その3で、税目を「消費税及び地方消費税」とする（その3の2、その3の3でも可）
オ	登記事項証明書	1部	
カ	財務諸表 （法人の場合） 貸借対照表・損益計算書・株式資本等変動計算書又はそれらに相当する書類 （個人の場合） 青色申告書又は白色申告書の写し	1部	
	納税証明書 県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等） 消費税及び地方消費税	1部 1部	
ク	同種の業務に係る国等との契約実績を証する書類（同種の業務であることが判るもので、それが正当に履行（完了）されたことが判るもの）	1部	・契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書等の写し ・同種の業務とは、国若しくは地方自治体において実施計画等の策定支援業務を指す。
ケ	企画提案書 見積書及び積算内訳書	正本1部 副本6部	・実施要領「8 企画提案書等に関する事項」に基づき作成すること ・副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと

(2) 提出期間

募集開始日から令和8年7月14日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の9時から17時まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、令和8年7月14日（火）17時必着とする。）

(4) 提出先

〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課（和歌山県庁南別館6階）

(5) その他留意事項

① 実施要領の承諾

本プロポーザルに応募する者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

② 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

③ 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めない。

④ 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

8 企画提案書等に関する事項

(1) 提案に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

① 企画提案書（様式任意）

② 見積書及び積算内訳書（様式任意）

(2) その他留意事項

- ・企画提案書の用紙の規格は、A4とし、最大20ページまでとする。
- ・企画提案書は業務委託仕様書に基づき、作成すること。なお、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色がわかりやすいものとする。
- ・文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても構わない。
- ・見積書の用紙の規格は、A4とし、消費税及び地方消費税の有無を明記すること。
- ・提出部数は、「正本1部 副本6部」とし、副本は社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと。
- ・提案をカラーで行うものは、副本もカラーで提出すること。
- ・提出期限、応募方法等は「7 応募書類の提出」を参照すること。

9 委託事業者の選定

(1) 選定方法等

委託予定事業者の選定は、「和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査により行う。

また、選定委員会は、「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル審査要領に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託予定事業者として選定する。

ただし、応募者が5者以上の場合、審査委員が、上記審査要領に基づき、書類審査による第1次審査を行う。審査結果の上位4者は、プレゼンテーション審査による第2次審査を行うこととする。第1次審査を実施した場合、電子メールにより審査結果等を別途通知する。なお、第1次審査における評価点は公表しないものとし、審査結果に対する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

(2) 選定委員会

① 開催日・場所

令和8年7月21日(火)

※プレゼンテーション審査の開催時間及び実施場所等は別途電子メールで通知する。

② 1提案者あたりのプレゼンテーション時間

- ・準備 5分
- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・審査委員からの質疑 10分程度

③ 注意事項

- ・プレゼンテーションは、企画提案書に基づき行うこと。また、追加資料の使用は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションへの参加は、1提案者あたり3名以内とする。Web会議システムを利用した出席も可能とするが、少なくとも1名は選定委員会の会場に会場に出席すること。また、Web会議システムに必要なパソコンやインターネット環境等は提案者が準備すること。
- ・プレゼンテーションは、提案書の内容をプレゼンテーションソフト等を使用し、スクリーンに投影して説明することも可能とするが、パソコン等は各自準備すること。ただし、プロジェクタ及びスクリーンは当方で準備するので、企画提案書類の提出時に申し出ること。

(3) 審査項目及び評価

「和歌山県高等学校教育改革実行計画(仮称)」策定支援業務公募型プロポーザル審査要領のとおりとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者(第2次審査を実施した場合は、第2次審査の当該事業者)に対し、選定委員会終了後、速やかに文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県教育庁教育総務局教育政策課ホームページにて公表する。

- ① 委託予定事業者の名称及び評価点
- ② 次点以下の者の評価点(提案者名は公表しない)

10 応募に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 応募資格に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「2(3) 委託料上限額」を超えた見積額を提示した場合

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。

1.1 契約の締結

選定した委託予定事業者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。なお、委託予定事業者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

1.2 その他留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、受託事業者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密の第三者への漏えいや、開示をしてはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

(4) 開示請求

提出された提案書類等は、和歌山県情報公開条例に基づき、開示請求の対象となる。ただし、和歌山県情報公開条例第7条に定める情報を除いて開示するものとする。

1.3 問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課（担当：島田・六十谷）

住 所：〒640-8262

和歌山市湊通丁北1丁目2-1（和歌山県庁南別館6階）

電 話：073-441-3641

電子メール：e5015001@pref.wakayama.lg.jp